

朝霞市基地跡地公園・シンボルロード整備基本計画〔改訂版〕（素案） に関する市民説明会の主な意見

朝霞市基地跡地公園・シンボルロード整備基本計画〔改訂版〕（素案）に関する市民説明会（平成 30 年 1 月 13 日開催）において、素案の説明を行い、以下の意見をいただいた。

	主な意見	市の考え	
1	計画全般について	<ul style="list-style-type: none"> 公園のコンセプトは「あさかの森をつくる」である。森をつくることを忘れないでほしい。 	コンセプトに示した内容を十分認識して整備を進めてまいります。
2	整備の方向性について	<ul style="list-style-type: none"> 公園の中央部分を保全地域として残したいという話があったが、にぎわい空間とする中央広場が隣接していることによる生態系への影響が懸念される。 	中央広場と落葉広葉樹の森の間に東園路があり、中央広場の東園路沿いにある樹林帯の環境をできるだけ崩さないように道路側を広場とするなど、それぞれのエリアが共存できるよう、設計の中で具体的な対応を考えてまいります。
3	整備の進め方について	<ul style="list-style-type: none"> 市の財政、水道インフラの老朽化などを考慮すると、市民が集まる場所と管理人の居場所を備えた管理棟、緑の散策路の整備を最優先してオープンして、マーケティングを行って設備投資の価値を確認し、後付けできる施設は後から整備すればよい。 	建物は、基本的に用地の権原を市が取得してからでなければ整備できませんが、管理棟は必要な施設のため、優先順位は高いものと考えています。整備にあたっては、市の財政状況をふまえ、民間を活用するなど、行政のみの費用負担で整備、管理する既存のやり方にとらわれない方法を探ってまいります。ただし、その際マーケティングは必要であると認識しており、市民のニーズ、事業採算性を十分精査した上で取組を進めてまいります。
4		<ul style="list-style-type: none"> 正面園路は、青葉台公園のテニスコート側の道路までつながっている。防災上重要であることを理由にして、正面園路、東園路、北園路を防災上重要な道路として確保する必要があることを理由に、第 1 期整備に入れられないか。 	平成 27 年 12 月に国に提出した基地跡地利用計画において、公園通りから 30m の範囲を道路区域、それ以外を公園区域としています。東園路、北園路、正面園路を道路とするためには、基地跡地利用計画を再度見直す必要があり、道路として整備することは難しいと考えます。
5		<ul style="list-style-type: none"> 第 2 期整備区域のうち、ハローワーク南側の区域の隣の道路が線で囲まれていないのはなぜか。また、東園路が第 2 期整備に入っていないが、南口駐車場に車を停めた人は、どのように公園にアクセスするのか。さらに、スズカケノキの並木・西口エリアの区域に隣接する道路は、整備範囲に入っていないのか。 	北口広場と朝霞の森を結ぶ園路は第 1 期整備に含まれているため、第 2 期整備の図では線で囲っておりません。南口駐車場から公園への動線確保については、東園路周辺にある土壤汚染区域への対応等を考慮しつつ、シンボルロード C ゾーンの部分的な早期開放の可能性について検討してまいります。スズカケノキの並木・西口エリアの区域に隣接する正面園路は、土壤汚染区域が含まれているため、第 2 期整備には含めておりません。

	主な意見	市の考え
6	整備の進め方について (前頁から続く)	国との協議は今後進めることになり、できる限り早い段階から協議を進めていきたいと考えています。
7		ご意見をふまえ、整備延長、面積を計画案に記載します。
8	駐車場について	わが国の自動車利用の現状をふまえると、当面は公園の近くに駐車場がなければ、違法駐車などの問題を引き起こすことが懸念されます。そのため、一定規模の駐車場を設ける計画としますが、同時に公園利用者に公共交通機関の利用を呼び掛けてまいります。
9		朝霞市基地跡地利用計画に基づき、公園通りから30mの範囲が道路法の道路として市が取得する範囲となります。
10	土壌汚染対策について	財務省関東財務局に確認を行った結果、公務員宿舎予定地において確認されていた土壌汚染は、すべて対策、除去しており、汚染は残存していないとのことです。従って、基地跡地内の土壌汚染区域は、素案に示した区域のみとなります。
11		土壌汚染については10mメッシュで調査を行い、メッシュ内で1点でも汚染が検出されれば汚染区域の扱いとなり、埼玉県から告示されます。形質変更時要届出区域として告示された区域は、区域全体について土壌汚染対策を行うことが求められるため、埼玉県と協議の上、適正な方法で対策を進めてまいります。
12		土壌汚染対策については、埼玉県と協議の上、適正な方法で進めてまいります。
13	市民協働について	主に素案62ページに記述したとおり、公園をより素晴らしいものにするために、市民、事業者と連携して、公園の管理・運営を進めてまいります。
14		ご意見をふまえ、来年度以降、市民への呼びかけに際して、開催案内の方法を十分考えながら進めてまいります。

	主な意見		市の考え
15	市民協働について (前頁から 続く)	<ul style="list-style-type: none"> 第1期工事の完成が2020年春となっているが、具体的にどう進めるのか、広場の青写真がどうなっているのか、かねてから意見が出ている樹木の件なども含め、市民がどう関わっていけるのか。 	平成29年6月に策定したシンボルロード整備基本計画に基づき、設計を行う事業者を選定し、10月末に契約を締結して基本設計を進めています。今後、広場の設計、樹木の管理等について市民に説明する機会を設けた上で、平成30年度上半期に設計をまとめ、平成30年度下半期から広場等の工事に着工する予定です。
16	パブリックコメントの 手続きについて	<ul style="list-style-type: none"> たくさんの市民の目に留まるよう、概要版を公民館などに多めに置いていただきたい。 	ご意見をふまえ、概要版を増刷して各所に再配布しました。
17		<ul style="list-style-type: none"> パブリックコメントの意見公表に際して、意見提案者が見直し検討委員会において意見陳述する場を設けていただきたい。 	朝霞市基地跡地公園・シンボルロード整備基本計画見直し検討委員会の委員長と対応を相談させていただきます。